



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会社名 大崎電気工業株式会社
代表者名 取締役会長 渡邊 佳英
(コード番号 6644 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 根本和郎
(TEL. 03-3443-9131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 27 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 102 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことにより、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約の締結が可能となったことから、当該取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるようにするため、定款第 27 条第 2 項及び第 36 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 27 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線の部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定め</p>

<p>任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>る要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

平成28年6月29日
平成28年6月29日

以上